

第3章

重点施策



重点施策 1	自らの可能性を広げる力の育成	20
重点事業 1-1	「主体的・対話的で深い学び」推進事業	21
重点事業 1-2	ICT活用・整備推進事業	23
重点事業 1-3	子どもの読書活動推進事業	25
重点施策 2	誰もが安心して自分らしく学べる場の確保	27
重点事業 2-1	きめ細かな教育推進事業	28
重点事業 2-2	いじめ・不登校対策事業	30
重点事業 2-3	特別支援教育推進事業	33
重点事業 2-4	外国人児童生徒等教育事業	35
重点事業 2-5	学校施設長寿命化改修事業	37
重点施策 3	郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出	39
重点事業 3-1	WE LOVE とよた教育プログラム推進事業	40
重点事業 3-2	ものづくり教育プログラム事業	42
重点施策 4	家庭・学校・地域の共働の推進	44
重点事業 4-1	コミュニティ・スクール／地域学校共働本部推進事業	45
重点事業 4-2	地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業	47



自らの可能性を広げる力の育成



1 めざすべき教育の姿

産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等、今後様々に社会状況が変化する中、激動の時代を豊かに生きるために、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し、自らの可能性を最大化していくための力が必要です。主体的・対話的で深い学びの視点から、知識・技能の習得に加え、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成し、学びに向かう力や人間性を育みます。

2 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 <small>【出典：全国学力・学習状況調査】</small>	①84.6% ②69.8% <small>(2019)</small>	↗
難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦していると思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 <small>【出典：全国学力・学習状況調査】</small>	①79.5% ②67.5% <small>(2019)</small>	↗

3 重点事業

重点事業 1－1 「主体的・対話的で深い学び」推進事業

重点事業 1－2 ICT*活用・整備推進事業

重点事業 1－3 子どもの読書活動推進事業

重点事業**1 - 1 ▶「主体的・対話的で深い学び」推進事業****(1) 目標**

教員による指導方法の工夫・改善が活発に行われ、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」が実現している。

(2) 成果指標

「主体的・対話的で深い学び」ができていると思う児童生徒の割合

① 小学生 84.5% (2020) → 85% (2025)

② 中学生 86.1% (2020) → 87% (2025)

【出典：教科等に対する意識調査】

「主体的・対話的で深い学び」の視点による指導方法の工夫・改善を行っている学校の割合

① 小学校 84.2% (2019) → 90% (2025)

② 中学校 60.7% (2019) → 85% (2025)

【出典：全国学力・学習状況調査】

(3) 現状と課題**(国・社会の動向)**

- ・学習指導要領では、急激に変化する時代の中で、次代を切り拓く子どもたちに必要な資質・能力とされる「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

(市の現状)

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして、全国学力・学習状況調査や学力検査の結果を分析し、指導方法の工夫・改善を推進しています。
- ・全国学力・学習状況調査において、2019年度に「習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした」と回答した学校の割合は、小学校で84.2%、中学校で60.7%となっており、全国平均の小学校89.3%、中学校88%を下回っています。

(市の課題)

- ・子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付けるために、子どもを主体とした授業改善の取組を活性化していくことが課題となっています。

(4) 事業概要

学習指導要領で育成を目指す資質・能力の三つの柱「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むため、「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導方法の工夫・改善に取り組みます。

(5) 主な実施内容

学力向上授業モデルの活用

(学校教育課)

「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善をめざした「学力向上授業モデル」を作成し、各学校での活用を図ります。

「主体的・対話的で深い学び」の実現のための指導方法の工夫・改善

(学校教育課)

「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導方法に係る教員研修等を充実させます。

【参考: 豊田市の教育に関するアンケート調査結果(2020年度)】

(3つまで選択 単位: %)

学校が一層力を入れるべきこと

基礎的な知識や技能

	市 民 (N=1,900)	保護者 (N=2,951)	教 員 (N=2,057)	校長・教頭 (N=204)
基礎的な知識や技能	52.2	46.0	50.9	30.4

自立心やたくましさ

自立心やたくましさ	20.6	26.7	35.6	49.0
-----------	------	------	------	------

生きる指針や夢

生きる指針や夢	11.1	14.2	14.2	16.2
---------	------	------	------	------

一人ひとりの個性

一人ひとりの個性	14.1	15.4	9.3	7.8
----------	------	------	-----	-----

創造力(アイデア、発想力)

創造力(アイデア、発想力)	17.8	12.7	9.4	15.7
---------------	------	------	-----	------

様々な考えをもつ人と協力して行動する力

様々な考えをもつ人と協力して行動する力	39.7	45.6	51.1	52.5
---------------------	------	------	------	------

思いやりや優しさなどの心

思いやりや優しさなどの心	45.8	38.0	41.5	39.2
--------------	------	------	------	------

ルールや決まりを守ること

ルールや決まりを守ること	36.3	26.6	23.6	9.3
--------------	------	------	------	-----

自分で考え、判断する力

自分で考え、判断する力	51.2	56.1	50.7	67.2
-------------	------	------	------	------

その他

その他	1.6	1.0	0.3	0.5
-----	-----	-----	-----	-----

無回答

無回答	0.4	0.1	1.1	2.0
-----	-----	-----	-----	-----

重点事業

1-2▶ICT活用・整備推進事業

(1)目標

ICT機器の整備が進められ、子どもたちがICTを活用することにより、個別最適な学び*と、協働的な学び*が一体的に充実している。

(2)成果指標

児童生徒がICT機器を活用し、一人ひとりに応じた学習や協働的な学習に取り組めていると回答した学校の割合

- ① 小学校 69.0% (2020 全国平均73.0%) → 全国平均以上(2025)
- ② 中学校 62.3% (2020 全国平均67.0%) → 全国平均以上(2025)

【出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査】

教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用していると回答した教員の割合

- ① 小学校 87.6% (2020) → 95% (2025)
- ② 中学校 84.7% (2020) → 95% (2025)

【出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査】

(3)現状と課題

(国・社会の動向)

- ・GIGAスクール構想*により、ICT環境を整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの子どもに合った資質・能力を確実に育成できる教育環境の実現をめざしています。

(市の現状)

- ・2018年度に学習指導要領に対応した「主体的・対話的で深い学び」の推進のためのツールとして、コンピュータ室のデスクトップ型パソコンをタブレット一体型パソコン*に更新し、各学校でICT機器を効果的に活用した授業を実施しています。
- ・2020年度には、市内全小・中・特別支援学校に、一人1台の学習用タブレット*と高速大容量校内ネットワークを整備しました。
- ・全教員を対象に学習用タブレットの基本的な操作方法についての研修を行い、授業におけるICT活用指導力の向上を図りました。
- ・「豊田市学校教育の情報化プラン（2021～2025）」を策定し、ICT機器を活用した個別最適な学びと、協働的な学びを推進するための取組を継続的に行っていきます。

(市の課題)

- ・児童生徒がICT機器を効果的に活用した学習に取り組めるようにするために、教員のICT活用指導力の向上が必要です。また、学校でのICT機器の円滑な運用を図るため、ネットワーク環境の更なる整備が必要です。

(4) 事業概要

ICTを活用した個別最適な学びと、協働的な学びを推進するために、学習スタイルの改善及びICT機器の整備を推進します。

(5) 主な実施内容

ICT活用指導力向上のための研修の実施

(学校教育課)

教員のICT活用指導力向上のための研修を計画的に実施します。また、教員が自律的に受講できるよう、動画配信やeラーニング*のオンライン研修を実施します。

新しい学習スタイルの構築

(学校教育課)

新しい学びのスタイル推進委員会と連携し、学習用タブレットを活用した授業実践例を作成して、授業改善を推進します。また、学習支援ソフトや学習用アプリを整備し、一人ひとりの能力や適性に応じた学習や、協働的に考えをまとめたり、表現したりする学習を推進します。

校務のデジタル化の推進

(学校教育課)

学校現場で活用するICT機器の利便性を高めるために、授業系と校務系のネットワークを統合します。また、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化を推進します。



学習用タブレットを活用した授業

重点事業**1 - 3 ▶ 子どもの読書活動推進事業****(1) 目標**

子ども一人ひとりが読書に親しみ、目的に応じて図書等の資料を主体的に活用している。

(2) 成果指標

過去1か月に本[※]を読んだ子どもの割合

※本には、電子書籍を含むが、教科書は含まない。

① 小学生 95% (2021) → 96% (2025)

② 中学生 92% (2021) → 93% (2025)

調べる・伝える学習コンクール^{*}への応募点数

応募点数 1,548点(2020) → 7,000点(2025)

(3) 現状と課題**(国・社会の動向)**

- 学習指導要領では、積極的に学校図書館や地域の図書館を活用して学びを広げ深めていくことが明示され、子どもたちが読書に親しむことや、目的に応じて本や多様な媒体を活用し、課題解決を図っていくことが求められています。

(市の現状)

- 「第3次豊田市子ども読書活動推進計画」を策定し、読書に親しむ機会創出のための取組と、本や多様な媒体を活用する能力を身に付ける機会創出のための取組を継続的に行ってています。
- 2019年度の貸出冊数は、学校図書館司書配置前（2006年度）より、小学校で約7倍、中学校で9.5倍に伸びています。一方で、1か月の読書量（2020年度豊田市子ども読書活動の推進に関するアンケート調査）は一人当たり小学生約8.8冊、中学生約4.3冊で、2019年の学校読書調査の平均値（小学生11.3冊、中学生4.7冊）を下回っています。

(市の課題)

- 子どもたちが本を手に取る機会が増えるよう、家庭や学校教育の中で読書活動の支援を継続して行う必要があります。また、本だけでなく、他の情報媒体も目的に応じて適切に活用できるよう、調べ学習の支援を学校と図書館が連携して継続的に行う必要があります。

(4) 事業概要

子どもたちが読書に親しみ、探求的な活動を通して情報活用能力を高めるため、本や電子書籍等に親しむ機会の創出事業や、調べ学習を支援する事業を推進します。

(5) 主な実施内容

本に親しむ機会の創出

(図書館管理課)

中央図書館等において、子どもたちと本をつなぐイベントを定期的に実施とともに、学校図書館司書等と連携して子どもたちの発達段階に応じた適切な資料を用意し、学校での活用を推進します。

調べ学習支援事業

(図書館管理課)

中央図書館において、本を使って課題解決に挑戦したくなるような講座を開催し、学校への調べ学習支援のための出前授業や情報提供を継続的に行うとともに、調べる・伝える学習コンクールを実施します。



調べる・伝える学習応援講座の様子

誰もが安心して自分らしく学べる場の確保



1 めざすべき教育の姿

市民が多様な個性・能力を伸ばし、豊かな人生を過ごすことができるようになるためには、一人ひとりに、それぞれの能力に応じた教育機会を確保することが必要です。障がいの有無や日本語教育の必要性、不登校など、多様な観点からのニーズに対応し、誰もが安心して自分らしく学ぶことができるよう、支援体制を充実します。

2 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①84.9% ②79.7% (2019)	↗
一人ひとりにわかりやすい授業をしていると思う保護者の割合 【出典：保護者アンケート】	66.7% (2020)	↗
先生が自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：全国学力・学習状況調査】	①85.9% ②79.1% (2019)	↗

3 重点事業

重点事業2－1 きめ細かな教育推進事業

重点事業2－2 いじめ・不登校対策事業

重点事業2－3 特別支援教育*推進事業

重点事業2－4 外国人児童生徒等教育事業

重点事業2－5 学校施設長寿命化改修事業

2-1 ▶ きめ細かな教育推進事業

(1) 目標

きめ細かな教育によって児童生徒一人ひとりが大切にされ、学習や学校生活に生き生きと取り組んでいる。

(2) 成果指標

学習内容を理解していると考える児童生徒の割合

- ① 小学生(国社算理の平均) 86.1% (2020) → 87% (2025)
- ② 中学生(国社数理英の平均) 69.3% (2020) → 70% (2025)

【出典：教科等に対する意識調査】

授業が楽しいと思う児童生徒の割合

- ① 小学生(全教科平均) 76.1% (2020) → 85% (2025)
- ② 中学生(全教科平均) 72.8% (2020) → 75% (2025)

【出典：教科等に対する意識調査】

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・ Society5.0時代の到来や新型コロナウィルス感染症の世界的な拡大などを背景に、従来の日本型学校教育を発展させた新しい時代の学校教育（「令和の日本型学校教育」）を実現するために、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実が求められています。
- ・ 2021年4月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、公立小学校の1学級の上限を、現行の40人（小学1年生は35人）から35人に引き下げることになりました。2021年度は小学2年生で実施し、2025年度までに全学年を段階的に35人以下にする予定です。
- ・ 教科担任制については中央教育審議会*で議論され、2021年1月に答申がまとめられました。2022年度を目途に、外国語、理科、算数、体育を対象に、小学校高学年で専門の教員が教える教科担任制を本格導入することが提言されています。

(市の現状)

- ・ 子どもたちへのきめ細かな指導の充実をめざし、国や県が進めている少人数学級を更に発展させ、市独自に少人数学級を実施するために、准教員や非常勤講師を配置しています。
- ・ 学習内容を理解していると考える児童・生徒の割合は、小学生で86.1%（2020年度）、中学生で69.3%（2020年度）となっており、過去5年間の数値は横ばいです。

(市の課題)

- ・一人ひとりに目の行き届いた指導を一層充実させ、授業が分かり、楽しいと思う環境づくりを更に推進していく必要があります。

(4) 事業概要

支援が必要な子どもへの重点的な指導や一人ひとりに応じた学習機会を提供するなど、個に応じたきめ細かな教育を推進するため、市独自の少人数学級とともに、少人数指導の方法の工夫改善や非常勤講師・補助教員（サポートティーチャー^{*}）等の効果的な配置を進めます。

(5) 主な実施内容

少人数学級の編制^{*}

(学校教育課)

学級編制の標準を30人とする市独自の少人数学級を推進します。

専門性を有する補助教員の配置

(学校教育課)

補助教員として専門性を有する非常勤講師を配置し、成果を検証しながら、きめ細かな指導体制を充実させます。

小学校における教科担任制導入の検討

(学校教育課)

小学校高学年からの教科担任制の導入について、国の動向を注視し、調査・検討を行います。

※学級編制基準

学 年	国 の 基 準	県 の 基 準	豊田市 の 基 準
小1	35人	35人	30人(試行) ^{※1}
小2	35人	35人	35人
小3	40人	35人	35人
小4～6	40人	40人	40人 ^{※2}
中1	40人	35人	35人
中2・3	40人	40人	35人

^{※1} 30人を超える場合、補助教員を配置する場合あり

^{※2} 35人を超える場合、補助教員を配置

重点事業

2-2 ▶ いじめ・不登校対策事業

(1) 目標

いじめや不登校に対して、適切な対策・支援が行われ、子どもたちが安心して学ぶことができている。

(2) 成果指標

いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う児童生徒の割合

- ① 小学生 97.5% (2019) → 100% (2025)
- ② 中学生 93.9% (2019) → 100% (2025)

【出典：全国学力・学習状況調査】

不登校児童生徒のうち市の不登校対策事業により支援している児童生徒の割合

- ① 小学生 16.4% (2020) → 16.9% (2025)
- ② 中学生 14.0% (2020) → 14.5% (2025)

【出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査】

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・「いじめ防止対策推進法」（2013年9月施行）において、いじめ防止等に向けて市や学校が基本的な方針を定め、いじめの防止や、早期発見・早期対応、組織作りに取り組むことを求めています。2017年3月にはいじめ防止基本方針が改訂され、より丁寧にいじめに対する取組を行うように示されています。
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」（2019年10月文部科学省初等中等教育局長通知）では、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があるという基本的な考え方が示されました。

(市の現状)

- ・不登校や、いじめ、非行、発達に関する対応としては、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）に、青少年相談員*、スクールソーシャルワーカー*、スーパーバイザー*等の専門的な資格を持つ職員を配置し、相談活動・学校支援を行っています。
- ・いじめについては、「豊田市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ防止対策委員会」「いじめ・不登校対策推進委員会」「いじめ問題調査委員会」「いじめ問題再調査委員会」を設置しています。
- ・不登校児童生徒については、集団での生活体験を通して「対人関係の改善」「自主性・自立性の育成」「基礎学力の充実」を図る適応指導教室*（ふれあい）や、個別に学習をサポートする個別サポート（ひだまり）をパルクとよたに設置しています。2020年度から市雇用のスクールカウンセラー*を50人に大幅増員し、基本的に小学校は週に1日、中学校は週に2日、スクールカウンセラーが配置されるようになりました。
- ・いじめの認知件数は、小学校が1,604件（2020年度）、中学校が220件（2020年度）であり、2019年度より減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症による年度始めの臨時休校、子ども同士の直接的な関わりの減少などが影響しているのではないかと考えられます。また、不登校児童生徒の出現率は、小学生で0.78%（2019年度）、中学生で3.44%（2019年度）となっており、全国平均値を下回っているものの、2015年度以降増加しています。

(市の課題)

- ・スクールソーシャルワーカーへの学校・保護者からの相談件数が増加しています。相談内容が多様化・複雑化してきているため、スクールソーシャルワーカーによる学校支援体制を見直し、学校との連携を強める必要があります。
- ・いじめについては、重大な事態につながらないよう、早期かつ的確に対応するとともに、未然防止に取り組む必要があります。
- ・不登校児童生徒が増加しており、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応や、広い市域に応じた新たな居場所づくりが必要です。

(4) 事業概要

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けて、スクールカウンセラーや青少年相談員、スクールソーシャルワーカーの派遣や、教員研修、いじめ問題対策の点検・見直し、適応指導教室の活動内容の充実などに取り組みます。

(5) 主な実施内容

スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣 (学校教育課)

児童生徒・保護者的心のケアや福祉面での支援の充実をめざし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校の連携を推進するため、学校からの相談対応に加え、各学校で実施するいじめ対策委員会等に参加しながら、積極的に支援します。

いじめの未然防止に向けた取組の推進

(学校教育課)

いじめをしない・させない環境づくりをめざし、児童生徒がいじめ問題について考え、議論したり、よりよい人間関係づくりを促進したりする場や機会をつくり、児童生徒が主体的に活動する取組を推進します。また、自己肯定感を高め、命を大切にする道徳教育を充実させるとともに、全小・中学校に「子どもを語る会」を設け、児童生徒が発する変化の兆候（悩みやいじめの訴え等）を全教職員で共有し対応します。

不登校児童生徒への対応の充実

(学校教育課)

不登校児童生徒の社会的自立に向けて、パルクはあとラウンジ※「ふれあい」、パルクはあとラウンジ「ひだまり」などにおける他機関との連携による体験活動の実施、新たな居場所づくりなど、社会性や自主性を育成する活動内容や場所の充実を図ります。また、学習用タブレットを使用し、自宅と学校をつなげる環境を整えます。

※適応指導教室及び個別サポートは、2022年度から「パルクはあとラウンジ」に名称が変わります。

重点事業

2-3 ▶ 特別支援教育推進事業

(1) 目標

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズが把握され、「多様な学びの場」を通して適切な支援が行われている。

(2) 成果指標

特別支援教育コーディネーター*が、子どもへの適切な支援のために、保護者や関係機関との相談ができていると回答する学校の割合

① 小学校 96% (2020) → 100% (2025)

② 中学校 88% (2020) → 100% (2025)

【出典：特別支援教育校内支援体制調査】

特別な支援の必要な子どもに提供される合理的配慮*について、個別の教育支援計画に記載していると回答する学校の割合

① 小学校 68% (2020) → 100% (2025)

② 中学校 50% (2020) → 100% (2025)

【出典：特別支援教育校内支援体制調査】

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- 「障害者差別解消法」（2016年4月施行）により、国公立の学校に対して、障がいのある子どもに対する合理的配慮の提供を法的義務と定め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の一層の充実を求めています。また、文部科学省と厚生労働省では、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」を発足し、障がいのある子どもへの適切な支援のために、家庭と教育と福祉のより一層の連携や、保護者支援の充実をめざしています。

(市の現状)

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実をめざし、ブロックサポート体制（近隣地域の小・中学校間において特別支援教育に関する相談・支援体制を推進するネットワーク）を活用して、関係機関との連携による教職員への研修や保護者への支援を実施しています。また、特別支援教育アドバイザー*が学校を訪問し、教員への指導・助言を行っています。
- 2020年度の特別支援学級*と通級による指導*を利用する児童生徒数は857名であり、2016年度と比較すると65名増加しています。今後も、特別な支援を必要とする児童生徒の数が増えていくことが見込まれています。

- ・2020年度において、小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒数は4名で、看護師による支援の実施回数は週当たり1回となっており、残りの4日間での支援を必要とする児童生徒に対しては、保護者が学校へ行き、対応しています。

(市の課題)

- ・生活や学習上の困難さに対応した環境や教育的配慮の充実を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境を充実する必要があります。医療的ケアを必要とする児童生徒への教育の機会均等の保障や保護者の負担軽減のために、小・中学校における支援体制の充実を図る必要があります。

(4) 事業概要

通常の学級で共に学ぶことができるインクルーシブ教育システム*の理念に基づく授業づくりや学級基盤づくりに加え、特別支援学級や通級による指導といった「多様な学びの場」を充実させるため、ブロックサポート体制を活用して、担当する教職員への研修の充実、障がいのある児童生徒の教育の機会均等の保証や相談支援体制の強化を図ります。

(5) 主な実施内容

障がい種別に応じた教職員研修の実施

(学校教育課)

特別支援教育に関する教職員の専門性を確保するため、障がい種別に応じた教職員研修を実施します。

医療的ケア支援体制の充実

(学校教育課)

小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、関係機関との連携を強化し、新しい支援体制の構築を図ります。

障がいのある児童生徒に関する支援体制の強化

(学校教育課)

障がいのある児童生徒の個別支援に関する学校からの相談について、専門家との連携を強化し、特別支援学級と通常の学級の区別なく、積極的に支援を進めます。

特別支援教育拠点機能の検討

(学校教育課)

児童生徒、保護者、教職員に対して、福祉との連携による新たな取組を含め、支援体制の更なる充実を図るために、特別支援教育拠点機能について検討します。

重点事業**2-4 ▶ 外国人児童生徒等教育事業****(1) 目標**

国籍にかかわらず、全ての子どもが、適切な教育を受け、将来の進路を見据えた支援が行われている。

(2) 成果指標

特別の教育課程を編成し、個別の指導計画により指導を受けた日本語指導が必要な児童生徒の指導目標を達成できた割合

① 小学生 85% (2020) → 95% (2025)

② 中学生 82% (2020) → 85% (2025)

日本語指導が必要な生徒の卒業後の進学率

卒業後の進学率 91% (2021.3 卒業) → 95% (2025)

(3) 現状と課題**(国・社会の動向)**

- 「日本語教育の推進に関する法律」（2019年6月施行）に基づき、外国人の子どもたちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、就学機会の提供を全国的に推進しています。

(市の現状)

- 日本での生活や学校生活に慣れていない編入学したばかりの児童生徒には、市内4つの小・中学校内に「ことばの教室」を設けて、日本語初期指導及び学校生活適応指導を行っています。
- 各小・中学校では、日本語教育適応学級担当教員や市配置の学校日本語指導員が、日本語の習得状況により、個に応じた指導や支援を行っています。また、「外国人児童生徒等サポートセンター」において、翻訳や通訳、学習相談に応じるなど、各小・中学校への支援の充実を図っています。
- 日本語指導が必要な幼児には、小学校生活に適応できるよう、就学前に日本語初期指導や学校生活適応指導を行うプレスクール事業を市内2か所で実施しています。
- 2021年5月調査では、日本語指導が必要な児童生徒は910人で、在籍する学校は小・中学校合わせて54校となっており、多国籍化も進んでいます。

(市の課題)

- ・外国人児童生徒等の受入体制を整え、日本語指導の一層の充実を図ることが必要な状況です。また、外国人児童生徒等に対して、学校生活に必要な日本語学習とともに、日本語と教科を統合した学習を行い、教科学習に自律的に参加できる力を養うなどの、組織的かつ体系的な指導を充実させていく必要があります。

(4) 事業概要

外国人児童生徒等の小・中学校への適応及び自立に向けて、外国人児童生徒等サポートセンターの活動内容、担当教員や学校日本語指導員の指導・支援の充実、プレスクール事業や「ことばの教室」での指導、日本語指導が必要な生徒の就学状況調査等の実施・充実を図ります。

(5) 主な実施内容

教員の指導力向上及び学校日本語指導員の支援力向上

(学校教育課)

日本語指導が必要な児童生徒に学習指導・支援を行う教員の指導力向上、及び学校日本語指導員の支援力向上に向けて、先進校の研究事例や教材の展開等、研修内容の充実を図ります。

日本語指導・多言語支援の充実

(学校教育課)

編入の増加や多言語化傾向にある外国人児童生徒等と保護者への支援のため、外国人児童生徒等サポートセンターにおいて、学習支援、相談、通訳・翻訳対応の充実や、外国人児童生徒等教育アドバイザーの巡回訪問による学校支援を実施します。また、多言語化の対応として、学習用タブレットの翻訳機能を活用し、学習環境を整えます。

日本語初期指導教室「ことばの教室」での指導の充実

(学校教育課)

市内4か所で実施している「ことばの教室」において、学齢に応じた日本語初期指導、学校生活適応指導の充実を図ります。

重点事業

2-5 ▶ 学校施設長寿命化改修事業

(1) 目標

学校施設の長寿命化改修事業を実施し、児童生徒がより安全・安心で快適に学べる教育環境が充実している。

(2) 成果指標

長寿命化改修を実施した学校数

学校数 - ➔ 4校(2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

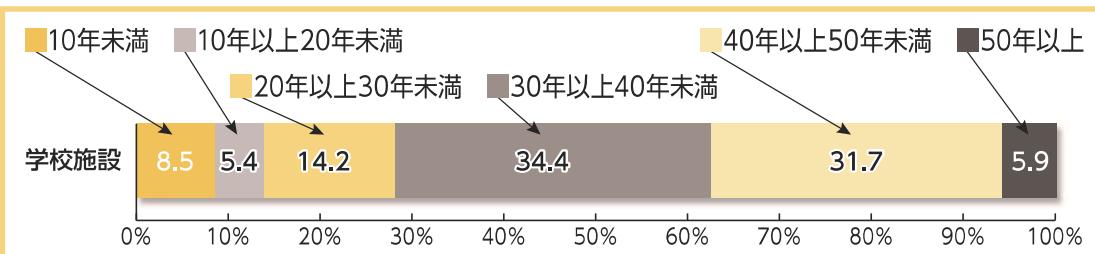
- 文部科学省は、学校施設においてこれまでの改築中心から長寿命化への転換により、中長期的な維持管理費等に係るトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努めることが重要であるとしています。(2015年3月通知)

(市の現状)

- これまでも、計画的な予防保全を実施するために「公共建築物延命化計画」を基に学校施設の延命化を進めてきましたが、文部科学省で示されているように、施設を目標使用年数80年の長期にわたって使い続けていくために、長寿命化を見据えた施設管理を行っていくことが求められています。

(市の課題)

- 学校施設については、建設から30年以上経過している建物が大半を占めており、施設の老朽化問題が表面化しています。将来的にはこれらの施設の更新時期が集中することが想定され、多額の財政負担が課題となってきます。厳しい財政状況が続くと想定される中、学校施設の耐久性を高めるとともに施設のニーズの多様化に対応するために、効果的な改修を計画的に行い、長期にわたって使用していくことが必要です。



(4) 事業概要

学校施設の耐久性を高めるとともに施設のニーズの多様化に対応するため、効果的な改修を計画的に行い、建物の目標使用年数を80年とする長寿命化改修を実施します。

(5) 主な実施内容

長寿命化改修の実施

(学校づくり推進課)

建物の構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、内装の改修などを含めた施設のニーズの多様化に対応するために、効果的な改修を計画的に実施します。



©2021 文部科学省 All Rights Reserved

施設のニーズの多様化に対応した改修イメージ①



©2021 文部科学省 All Rights Reserved

施設のニーズの多様化に対応した改修イメージ②

郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出



1 めざすべき教育の姿

都市と山村、産業と自然、多文化共生等、本市の多様な資源を生かして学習・活動機会を創出するとともに、多様な学習・活動によって地域を愛し、地域資源を受け継ぎ、活用していく人が育っていく、という好循環が生まれる環境づくりをめざします。人生100年時代を見据え、生涯学び、活躍できる機会を創出します。

2 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
日ごろの生活の中で生きがいを感じている市民の割合 【出典：市民意識調査】	72.2% (2021)	↗
自分の住む地域が好きだという児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：教科等に対する意識調査】	①88.6% ②84.5% (2020)	↗

3 重点事業

重点事業 3－1 WE LOVE とよた教育プログラム推進事業

重点事業 3－2 ものづくり教育プログラム事業

関連計画との連携

文化・スポーツ・成人の社会教育の各分野については、「第2次豊田市文化芸術振興計画」、「第4次豊田市生涯スポーツプラン」、「第4期豊田市市民活動促進計画」などの各計画と連携を図ります。

重点事業

3 - 1 ▶ WE LOVE とよた教育プログラム推進事業

(1) 目標

学校が豊田市の教育資源を活用した教育活動を展開することで、子どもが地域に関心・愛着をもち、生涯学び続ける楽しさや主体性が育まれている。

(2) 成果指標

WE LOVE とよた教育プログラム推進委員会で作成したプログラム数

プログラム数 28(2020) → 100(2025)

市内の教育資源を活用した学年の割合

① 小学校 ー (2020) → 100% (2025)

② 中学校 ー (2020) → 100% (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・学習指導要領では、教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりするなど、学校教育のめざすところを社会と共有・連携しながら実現させることをめざしています。

(市の現状)

- ・公共施設見学学習（小学4年生）や心に残る記念事業（中学3年生）により、市内の全小・中学生が教育資源を活用する機会を設けています。また、市や団体等が実施する様々なプログラムを各学校が選択することにより、市内の教育資源を活用した授業を展開しています。

(市の課題)

- ・市内の多様な施設等を訪問するための移動手段や時間を確保し、様々なプログラムを子どもたちの学びに活用しやすいように整備する必要があります。

(4) 事業概要

子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むために、関係課等と連携して教育プログラムの作成や学校が教育プログラムをまとめた資料等を活用しやすい仕組みを構築することにより、学校による豊田市の教育資源の活用を推進し、子どもにとって魅力的な授業を実施します。

(5) 主な実施内容

WE LOVE とよた教育プログラム推進委員会の実施

(学校教育課)

推進委員会を組織して、教員の代表と関係課等が協力して、学校が求めるプログラムの編成や関係課等が作成しているプログラムを学校が利用しやすいうように整理し、教育資源の活用の場面を増やします。また、施設での学習を効率的に実施できるように、モデル学習コースの立案を行います。

教育資源を検索する仕組みの構築

(学校教育課)

学校がカリキュラム*・マネジメントを行い、市内の教育資源や教育プログラムを利用しやすく整理します。

【参考:豊田市の教育に関するアンケート調査結果(2020年度)】

(当てはまるもの全て選択 単位: %)

子どもと利用したい文化・スポーツ施設

豊田市美術館

豊田市中央図書館・交流館図書室

市民文化会館

コンサートホール・能楽堂

郷土資料館・近代の産業とくらし発見館

民芸館

豊田スタジアム

スカイホール豊田

青少年センター

総合野外センター

コミュニティセンター・交流館(図書室を除く)

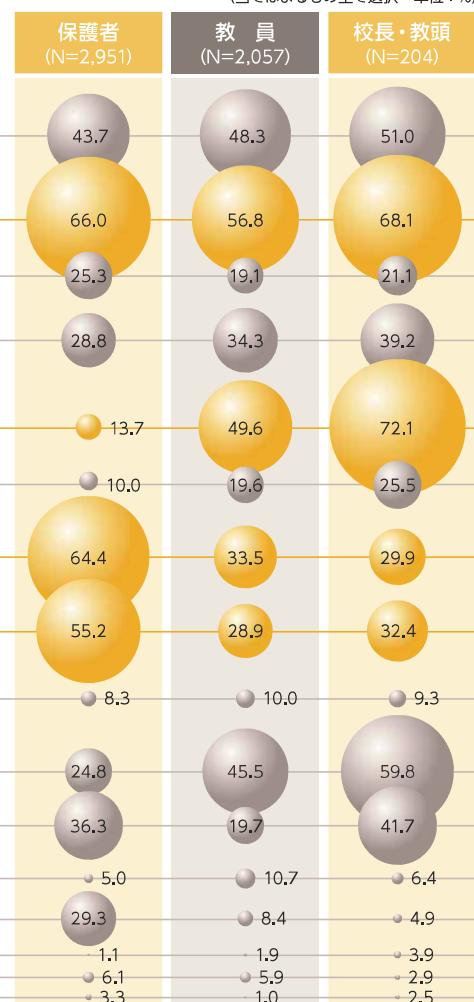
視聴覚ライブラリー

地域文化広場

その他

特に利用したいと思わない

無回答



3-2 ▶ ものづくり教育プログラム事業

(1) 目標

子どもがものづくりや科学に触れる機会が多く、興味・関心を持つ子どもが増えている。

(2) 成果指標

「子どもたちが興味・関心を持ってものづくり活動に取り組んでいた」と回答した学校の割合

96.7% (2019) → 毎年度 95%以上

ものづくりサポーターの人数

108人 (2020) → 108人 (2025)

(3) 現状と課題

(国・社会の動向)

- ・学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。」ことがこれからの中等教育課程の理念となっています。

(市の現状)

- ・小学生を対象に、学校の教育内容に関連したものづくり体験「ものづくり教育プログラム」を、ものづくりサポーター（市民ボランティア）の協力により実施しています。開始した2008年度は8校での実施でしたが、高学年も含めた新プログラムの整備やサポーターの増員などにより、2019年度は、ものづくりサポーター107人の登録により、61校で実施しました。

(市の課題)

- ・世代間交流の減少、町工場等の減少や業務のオートメーション化、IT化等により、身近な人や場所での職業意識の醸成が困難な状況が懸念されます。
- ・ものづくり教育プログラムの円滑な実施維持のため、ものづくりサポーター全体の力量向上をめざし、研修内容や手法の改善が必要です。また、サポーターの高齢化に伴う退会者の増加により、今後のサポーターの確保が必要になります。

(4) 事業概要

児童のものづくりに対する興味・関心を促進するため、市民のボランティアによるものづくりサポーターの支援を受け、自然・科学・匠の技を学習・体感する「ものづくり教育プログラム」を提供します。

(5) 主な実施内容

ものづくり教育プログラムの実施

(市民活躍支援課)

小学校を対象に、学校カリキュラムの中で関連付けたものづくり教育プログラムをものづくりサポーターの支援により実施します。

ものづくりサポーターの確保

(市民活躍支援課)

ものづくり教育プログラムを、より多くの児童に対し効果的に提供するための新たなサポーター育成講座を開催するとともに、とよたシニアアカデミー*に参加している方へアプローチするなど、各種イベントでのサポーター募集を活性化し、ものづくりサポーターの確保を図ります。

ものづくりサポーターの資質向上及び次期リーダーの育成

(市民活躍支援課)

ものづくりサポーターの資質向上や次期リーダーの育成を図るため、サポーター研修会やその内容の充実を図ります。



ものづくり教育プログラムの様子

家庭・学校・地域の 共働の推進



1 めざすべき教育の姿

多様なつながりの中から、互いの個性や立場の違いを認め合い、学び合いながら、一人ひとりが力を発揮し、支え合う社会の実現をめざします。家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみの教育を共働により推進します。

2 状態指標

指 標	現状値	めざす方向
1年以内に、小・中学校の活動又は児童生徒とともに 行う地域の活動に参加した市民の割合 【出典：市民意識調査】	15.0% (2021)	↗
地域の行事や活動に参加している児童生徒の割合 ①小学生 ②中学生 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査】	①80.0% ②70.3% (2020)	↗

3 重点事業

重点事業4－1 コミュニティ・スクール*／地域学校共働本部*推進事業

重点事業4－2 地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業

重点事業

4-1 ▶ コミュニティ・スクール／地域学校共働本部推進事業**(1) 目標**

コミュニティ・スクールにおいて、学校間及び学校と地域が一体となった、地域ぐるみによる教育が効果的に実施されている。

(2) 成果指標

中学校区で教育目標を共有する取組を行っている学校の割合

- ① 小学校 39.5% (2019) → 100% (2025)
- ② 中学校 64.3% (2019) → 100% (2025)

【出典：全国学力・学習状況調査】

学校の活動にボランティアとして参加した人数

5,277人 (2020) → 5,500人 (2025)

(3) 現状と課題**(国・社会の動向)**

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正（2017年4月）され、保護者や地域住民等が学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりする「学校運営協議会」の設置が努力義務化されています。
- ・人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について、2018年12月に中央教育審議会で答申がまとめられ、地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働を推進しています。

(市の現状)

- ・2019年度末までに全小・中学校103校に地域学校共働本部の設置が完了し、2020年度末までに全中学校区（28校区）におけるコミュニティ・スクール連絡会議の設置も完了しました。
- ・本市では、中学校区単位のコミュニティ・スクール連絡会議において、9年間を見通した目指す子ども像や学校と地域の連携方法などについて話し合い、それを元に各学校の地域学校共働本部が活動を実践しています。
- ・地域学校共働本部については、地域と学校とのパイプ役となる地域コーディネーターを206人（2019年度）育成・支援しています。また、コミュニティ・スクールについては、地域学校共働本部や学校、地域の代表等者で構成される連絡会議が効果的に取り組めるよう、地域学校共働本部推進アドバイザーを派遣して支援・助言を行っています。

(市の課題)

- ・地域学校共働本部の地域コーディネーターについては、地域によっては人材確保が困難な場合があります。
- ・コミュニティ・スクールの活動内容やねらいを周知した上で連携を深めたり、教員の働き方改革に向けた取組の充実を図ったりすることが必要です。
- ・国が推進するコミュニティ・スクールの実現に向けて、教育協議会^{*}の機能強化が必要です。
- ・多様な人材等の地域資源の情報を、地域学校共働本部と交流館等がそれぞれ保有していますが、共有する場や連携する機会が少ない状況です。

(4) 事業概要

地域学校共働本部において、地域と学校が連携・共働し、地域全体で子どもの成長を支えていく組織の活動を推進するとともに、中学校区の単位でめざす子ども像や9年間を見通した教育活動を共有し、教育協議会の機能強化に向けた規則を整備することにより、小・中学校の連携及び地域ぐるみの教育を効果的に実施します。

(5) 主な実施内容

コミュニティ・スクール連絡会議の充実

(学校教育課)

学校支援や地域の活性化について協議するコミュニティ・スクール連絡会議を効果的・継続的に実施できるよう、地域学校共働本部推進アドバイザーを派遣して支援します。

地域コーディネーター研修会の実施

(学校教育課)

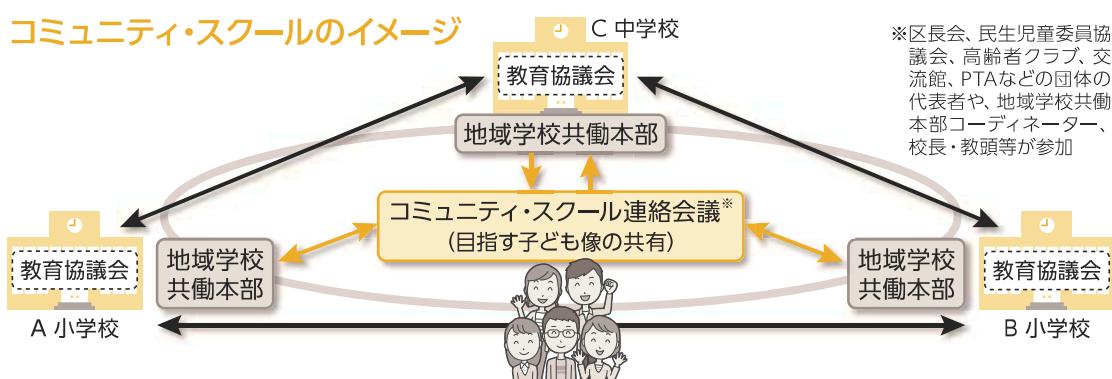
地域コーディネーターの資質向上や新たな担い手の育成を図るため、地域コーディネーター研修会を年に1回実施します。

交流館等と地域学校共働本部の連携強化

(学校教育課／市民活躍支援課)

学校側のニーズと交流館等が持つ地域資源情報を共有し、地域の特性に合わせて連携を推進します。

コミュニティ・スクールのイメージ



重点事業

4-2 ▶ 地域との連携等による教職員多忙化解消推進事業**(1) 目標**

地域との連携を含めた様々な手法により、学校現場での働き方改革に向けた各校の取組を支援し、教職員の多忙化解消が実現するとともに、児童生徒と向き合える時間が十分に確保されている。

(2) 成果指標

地域の力を活用して休日の部活動運営を改善している中学校数

中学校数 → 28校(2025)

時間外在校等時間が6か月平均で月45時間を超えている教職員の割合

- ① 小学校 46% (2020年度下半期) → 0% (2025年度下半期)
- ② 中学校 58% (2020年度下半期) → 0% (2025年度下半期)

(3) 現状と課題**(国・社会の動向)**

- ・学校における働き方改革については中央教育審議会で議論され、2019年1月に答申がまとめられました。教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことを目的としています。また、働き方改革を進めるに当たり、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子どもの生活の充実や活性化を図ることが大切としています。

(市の現状)

- ・2018年3月に策定した「豊田市教職員多忙化解消プラン（2018～2020年度）」を基に取組を進めた結果、時間外在校等時間が月80時間（前・後期6か月平均）を超過している教職員の割合は、2019年度前期で小学校が4%、中学校が21%のところ、2020年度前期で、それぞれ3%、9%と改善が見られました。しかし、2020年度後期には、コロナ禍のため十分に対応策をとった上で行う授業等の準備時間の増加や、延期されていた学校行事の後期への集中等のため、小学校8%、中学校18%と割合が増えています。
- ・2021年4月からは、改訂された「豊田市教職員多忙化解消プラン（2021～2023年度）」を基に、勤務時間外在校等時間の新たな上限目標（月45時間）を掲げ、各年度で段階的に達成できるよう具体的な取組を進めています。

(市の課題)

- ・国の上限指針によると、時間外在校等時間について、1か月45時間以内、1年間360時間以内とするために、教職員の業務量の適切な管理が求められています。今後、これまでよりさらに高い目標に向けては、勤務時間管理の徹底と抜本的な業務改善、労働安全衛生管理、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に加えて、地域や家庭の理解を促し、多様な主体で子どもを支える体制の推進を図ることが重要です。

(4) 事業概要

健康な心と体で児童生徒と向き合うことができる環境を実現するため、在校等時間管理の適正化、学校マネジメントの推進、部活動指導に関わる負担の軽減、スクールロイヤー機能*の活用等による業務改善と環境整備に向けた取組に基づいて、教職員の多忙化解消を推進します。

(5) 主な実施内容

地域人材等を活用した地域部活動を始めとした 休日における部活動運営の改善

(学校教育課)

地域人材を活用した休日の部活動運営等により、生徒の活動機会を確保するとともに、教員の部活動指導に関わる負担を軽減します。

業務改善推進委員会の開催

(学校教育課)

豊田市教職員多忙化解消プランに掲げる目標達成を目指し、プランの進捗管理及びそれぞれの取組の改善を図ります。